

【表紙】  
【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成21年2月13日  
【計算期間】 第8期（自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日）  
【ファンド名】 朝日ライフ 日経平均ファンド  
【発行者名】 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山中 修  
【本店の所在の場所】 東京都杉並区和泉一丁目22番19号  
【事務連絡者氏名】 鈴木 彰  
【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ  
【電話番号】 03 - 3323 - 6201  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指します。

当ファンドは、「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」（以下、「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象とします。

#### 日経平均株価とは

東京証券取引所の第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数であり、株式市場全体の動きを表す指標の一つです。各種権利落ちによる株価の変動や、採用銘柄の入替えによる影響が修正されており、昭和24年以降の指数としての継続性が維持されています。株式会社日本経済新聞社が算出・公表しており、日経225ともいわれています。

##### 1) 計算式

日経平均株価 = 日経平均採用225銘柄の株価合計 / 除数<sup>注</sup>

a. 株価の合計は、50円額面以外は50円額面に換算（2001年10月の額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出しています）。

b. 小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで求めます。

c. 株価の採用優先順は、現在の特別気配、現在値（または終値）、基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値、前日の基準値の優先順で採用された値）

注：除数とは、日経平均株価採用銘柄の中で採用銘柄の市況変動によらない株価変動（権利落ち、減資、銘柄入替え等）があった場合、日経平均株価指数の連続性を維持するために用いる数値のことをいいます。

##### 2) 除数の修正

採用銘柄中に市況変動によらない株価変動があった場合（例えば、採用銘柄の権利落ち）、原則として除数が修正されます。

また、採用銘柄の入替えがあった場合にも除数は修正されます。

##### 3) 構成銘柄の定期見直し

毎年定期的に構成銘柄が見直されます。定期見直しによる銘柄入替えは原則として毎年1回、10月の第1営業日に行われます。なお、定期見直しによる入替え銘柄数には上限はありません。

また、倒産、被合併等による整理ポスト移行や上場廃止、第二部への指定替え等があった場合には、臨時の入替えが行われることがあります。

##### 4) 採用・除外銘柄の決定

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、株式会社日本経済新聞社が決定し、発表します。

「日経平均株価（日経平均）」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体および日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

当ファンドは、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および受益権の取引に関して一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

ファンドの基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

## ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( )	インデックス型
	海外	資産複合	特殊型
追加型	内外		

- 追加型投信とは：  
一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

- 国内とは：  
目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- 株式とは：  
目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- インデックス型とは：  
目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

## ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ ・ファンズ	TOPIX
不動産投信	日々	オセアニア		その他 ( )
その他資産 (投資信託証券 (株式))	その他 ( )	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング		

- 投資対象資産  
その他資産（投資信託証券（株式））：

目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。

- 決算頻度 年1回：  
目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

- 投資対象地域 日本：  
目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- 投資形態 ファミリーファンド：  
目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。  
マザーファンドということがあります。

- 対象インデックス 日経225：  
目論見書または信託約款において、日経225（日経平均株価）の動きに連動する投資成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。その他の商品分類・属性区分の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## 信託金の限度額

2,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

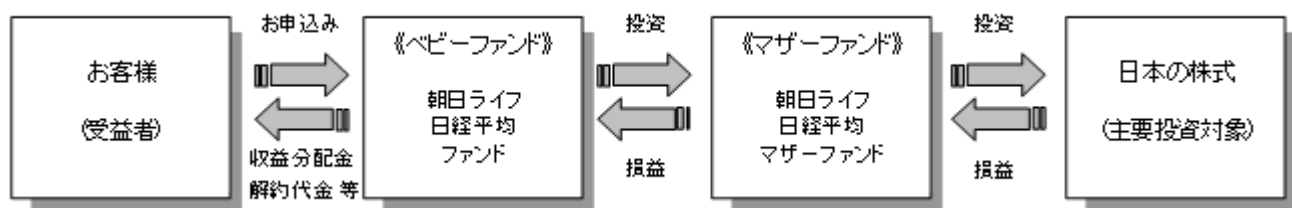
## ファンドの特色

- 1) 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。
- 2) 朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。当該マザーファンドの特色は、「<参考>マザーファンドの特色」をご覧ください。当ファンドの特色は当該マザーファンドの特色と基本的に同様です。なお、「<参考>マザーファンドの特色」に記載の要因に加え、信託報酬および監査費用などの控除の影響により、当ファンドの基準価額と日経平均株価が異なった動きとなることがあります。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。

当ファンド以外のベビーファンドが設定され、「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」へ投資することがあります。



#### <参考>マザーファンドの特色

##### 1) 運用の特色

当マザーファンドは日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

##### 2) 運用方針

1.

原則として、日経平均株価採用銘柄のうち、200銘柄以上に等株数投資します。\*

2.

株式の組入比率はできるだけ高水準を保ちます。

3.

運用の効率化を図る観点から株価指数先物取引等を活用することがあります。

流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。

当マザーファンドは、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用するものですが、主として次の要因により、日経平均株価と当マザーファンドの基準価額が異なった動きとなることがあります。

日経平均株価の構成銘柄を全て組入れない場合があること

株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響

運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合

の影響

株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

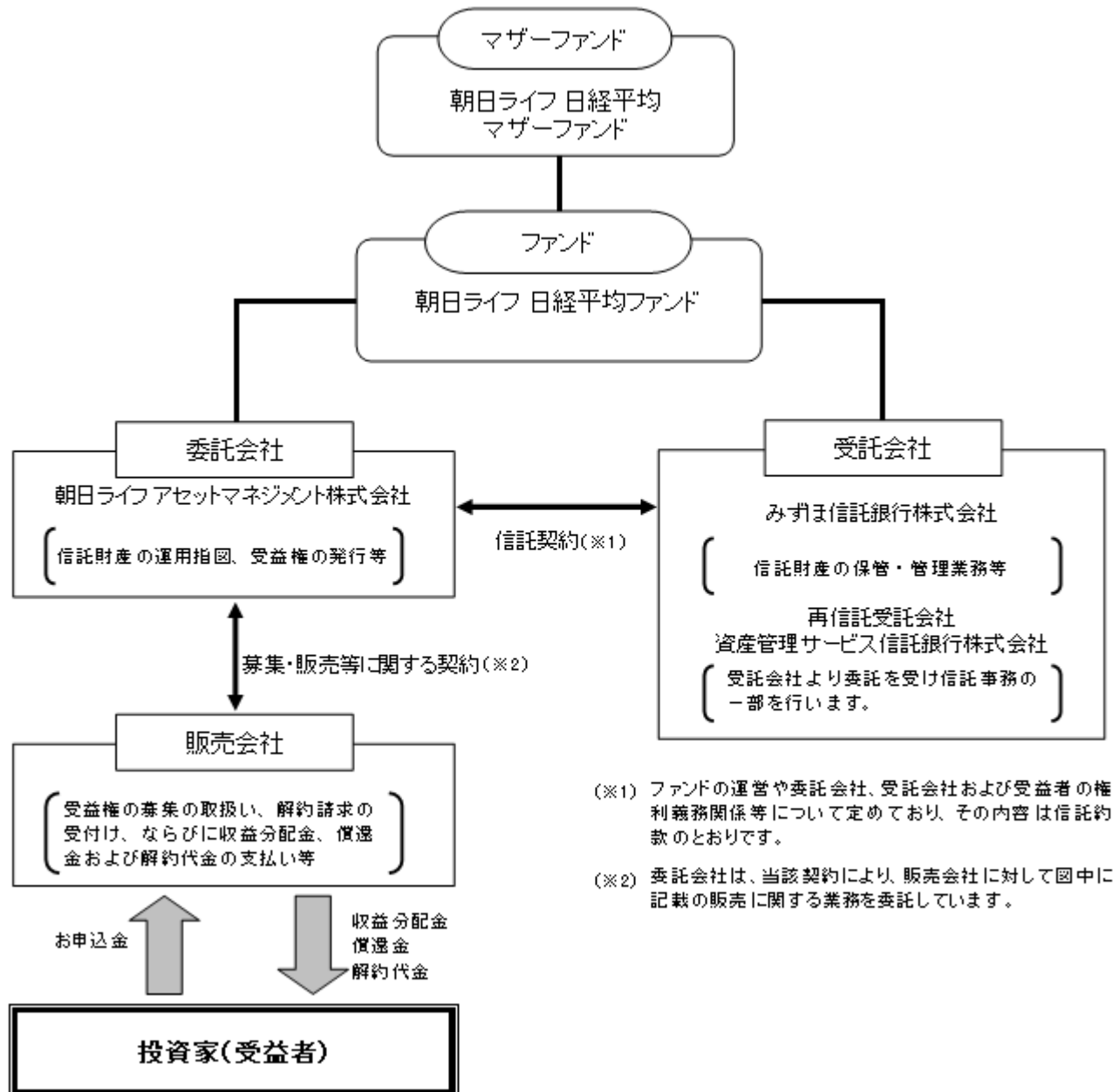
追加設定・解約に伴う株式の買付、売却のタイミング差による影響

株式売買委託手数料および先物取引等に要する費用等を負担することによる影響

株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の100%とならない場合の影響 等

## （２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み及び関係法人



### 委託会社の概況

1) 資本金の額（平成20年12月末現在）

30億円

2) 会社の沿革

昭和60年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

平成11年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況（平成20年12月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	32,000 株	100.0 %

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の上場株式のうち、主として日経平均株価（225種）に採用されている銘柄に投資し、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。

日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

### (2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主として朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとし、）
- 9) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券に係るものに限り、）
- 10) 外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、1)の証券または証書を以下「株式」といい、2)から6)までの証券を以下「公社債」といい、8)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

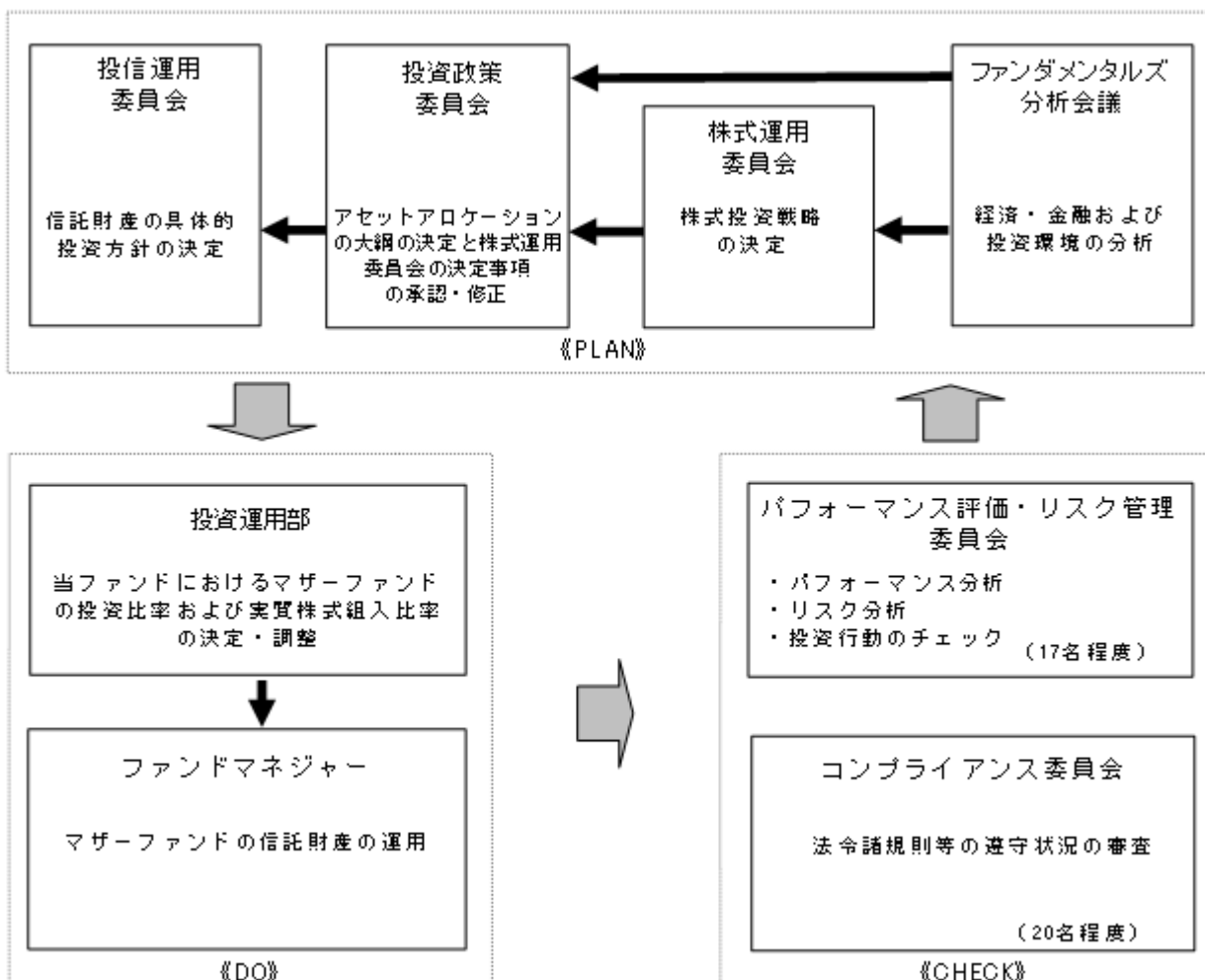
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記の金融商品により運用することの指図ができます。

その他委託会社は、信託約款上次の取引をすることができます。

- 1) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（以下、「取引所」といいます。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 3) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 4) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことの指図をすることができます。

### （3）【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスに係る組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行いたします。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

#### 《PLAN》

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

- 1) ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- 2) 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション等の投資戦略の大綱を決定します。
- 3) 投資政策委員会の決定を受けて、投信運用委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。

#### 《DO》

投資運用部およびファンドマネジャーは、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 1) 投資運用部は、当ファンドにおけるマザーファンドの投資比率および実質株式組入比率の決定・調整を行います。
- 2) ファンドマネジャーは、マザーファンドの信託財産の運用を行います。

#### 《CHECK》

パフォーマンス評価・リスク管理委員会（17名程度）でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会（20名程度）で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンス評価・リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等にて構成されており、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

#### 《その他》

受託会社等のファンドの関係法人（販売会社を除く）の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注)委員会および部の名称等は変更される場合があります。

### （４）【分配方針】

毎期決算時（11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買損益に評価損益を加減して得た額から、みなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2) 売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

#### 1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益

分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

## 2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉
- 3) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第19条第4項〉  
上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。〈信託約款第19条第5項〉
- 4) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。  
上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。〈信託約款第21条〉
- 5) 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。〈信託約款第22条第2項〉
  - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - (b) 株式分割により取得する株券
  - (c) 有償増資により取得する株券
  - (d) 売出しにより取得する株券
  - (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権の行使により取得可能な株券
- 6) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。〈信託約款第24条第2項〉
- 7) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。〈信託約款第25条第2項〉
- 8) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。〈信託約款第26条第1項第1号〉
- 9) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。〈信託約款第26条第1項第2号〉
- 10) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。  
また、一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託

財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。< 信託約款第34条第1項、第2項、第3項 >

#### 法令に基づく投資制限

##### 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### 2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを指図しないものとします。

<参考> 当ファンドが主要投資対象としているマザーファンド(朝日ライフ 日経平均マザーファンド)について

以下「マザーファンドの信託約款に定める投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

#### マザーファンドの投資方針

国内の上場株式のうち、日経平均株価(225種)に採用されている銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価(225種)の動きに連動する投資成果を目指します。

- 1) 原則として、日経平均株価採用銘柄のうち、200銘柄以上に等株数投資します。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。
- 2) 株式の組入比率は、できるだけ高位を保ちます。
- 3) 運用の効率化を図るため、株価指数先物等を利用することがあります。

日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、一時的に組入株式の時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

#### マザーファンドの投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとし、)
  - 9) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券に係るものに限り、)
  - 10) 外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
  - 11) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- なお、1)の証券または証書を以下「株式」といい、2)から6)までの証券を以下「公社債」といい、8)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記の金融商品により運用することの指図ができます。

その他委託会社は、信託約款上次の取引をすることができます。

- 1) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
- 3) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- 4) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことの指図をすることができます。

#### マザーファンドの信託約款に定める投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。〈信託約款 運用の基本方針 2.(3)〉

外貨建資産への投資は行いません。〈信託約款 運用の基本方針 2.(3)〉

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第10条第4項〉

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。〈信託約款第12条〉

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。〈信託約款第13条第2項〉

- (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (b) 株式分割により取得する株券
- (c) 有償増資により取得する株券
- (d) 売出しにより取得する株券
- (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権の行使により取得可能な株券

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。〈信託約款第15条第2項〉

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。〈信託約款第16条第2項〉

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。〈信託約款第17条第1項第1号〉

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。〈信託約款第17条第1項第2号〉

### 3【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1) 当ファンドは、主に国内の株式を実質的な投資対象としますので、組入れた株式の価格の下落や、組入れた株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資家のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 2) 当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) 信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

- 1) 株価変動リスク  
株式市場が国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株式市場が下落した場合には当ファンドの基準価額が下がる要因となります。ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株式の価格は大きく下落し、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
- 2) 金利変動リスク  
金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、当ファンドの基準価額の変動要因となります。
- 3) 信用リスク  
発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマースナル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。
- 4) 価格乖離リスク

当ファンドは、日経平均株価に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、その実現が困難となる以下の要因が存在します。

- (a)日経平均株価の構成銘柄を全て組入れない場合があること
- (b)株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
- (c)運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
- (d)株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- (e)追加設定・解約に伴う株式の買付、売却のタイミング差による影響
- (f)株式売買委託手数料および先物取引等に要する費用等を負担することによる影響
- (g)株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の100%とならない場合の影響 等

#### 5) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1または5億口を下回る場合などには、繰上償還されることがあります。繰上償還が行われた場合、受益者は、受益権を償還まで保有した場合に得られたであろう投資収益と同等以上の収益を、当ファンドの償還金の再投資によって得られるとは限りません。

#### 6) ファミリーファンド方式に起因するリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンド以外にマザーファンドへ投資するベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの追加設定・解約等によりマザーファンドに資金の流入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入る有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### リスク管理体制

#### 1) パフォーマンス評価とリスク管理

- (a)パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- (b)当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- (c)投資運用部およびファンドマネジャーへのフィードバックは、パフォーマンス評価・リスク管理委員会および投信運用委員会を通じて行っています。

#### 2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- (a)担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- (b)マザーファンドにおける売買執行については、事前チェックをトレーディング部が、売買執行後の事後チェックを管理部がそれぞれ担当し、そのチェック状況については逐次コンプライアンス室に報告を行っています。
- (c)コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- (d)コンプライアンス推進の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用に係るコンプライアンスの推進に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- (e)コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

(注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%<sup>注</sup>）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

## （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

## （３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年0.525%（税抜0.5%<sup>注</sup>）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

注：ここでの税とは、信託報酬にかかる消費税等をいいます。以下の配分においても同じです。

信託報酬の配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
0.21% （税抜0.2%）	0.21% （税抜0.2%）	0.105% （税抜0.1%）

## （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.00525%（税抜0.005%<sup>注</sup>）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

注：ここでの税とは、監査費用にかかる消費税等をいいます。

ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引に要する費用、借入金の利息に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

下記の記載は、平成21年2月13日現在のものです。  
税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱い となります。課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

### 個別元本について

- 1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

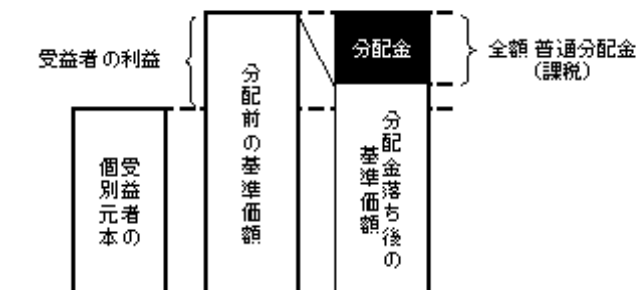
- 3) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

#### 1) 普通分配金

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

#### 2) 特別分配金

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

### 個人、法人別の課税の取扱いについて

#### 1) 個人の受益者に対する課税

##### a) 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成22年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

ただし、平成21年と平成22年において、その年に受け取る上場株式等の配当等（上場株式の配当金、公募株式投資信託の分配金等）の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）を超える場合は確定申告が必要です。この場合、総合課税または申告分離課税が選択でき、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）です。

##### b) ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、平成21年と平成22年においては、その年の上場株式等の譲渡益の金額の合計額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所

得税15%、地方税5%)です。なお、500万円を超える場合は、特定口座(源泉徴収あり)を利用して  
いる場合も確定申告が必要です。

平成23年1月1日以降は、金額にかかわらず20%(所得税15%、地方税5%)となります。

c) 損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場  
株式等の配当等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株  
式等の譲渡損との損益通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

a) 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、7%(所得  
税)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度が適用されます。

なお、上記7%の税率は、平成21年4月1日から15%(所得税)となります。

b) ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税  
の源泉徴収はありません。

なお、上記7%の税率は、平成21年4月1日から15%(所得税)となります。

確定拠出年金制度に係る受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金(解約)時および  
償還時における課税は行われません。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認ください。

## 5 【運用状況】

### （１）【投資状況】

平成20年12月30日現在の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国または地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券 （朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券）	日本	2,555,141,299	91.91
コール・ローン、その他（負債控除後）		224,911,521	8.09
合計（純資産総額）		2,780,052,820	100.00

（注1）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

（注3）株価指数先物取引を買建てており、その時価は220,750,000円（投資比率7.94％）です。

### <参考> マザーファンドの投資状況

平成20年12月30日現在における「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国または地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,843,306,050	99.82
コール・ローン、その他（負債控除後）		5,185,388	0.18
合計（純資産総額）		2,848,491,438	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

### （２）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### 1）主要銘柄の明細（平成20年12月30日現在）

種類	銘柄	国/ 地域	数量 □	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 %
1 親投資信託 受益証券	朝日ライフ 日経平均 マザーファンド受益証券	日本	3,807,392,787	6,447	2,454,626,130	6,711	2,555,141,299	91.91

（注1）投資銘柄は上記の1銘柄です。

（注2）投資比率とは、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注3）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

##### 2）種類別投資比率（平成20年12月30日現在）

国内 / 外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	91.91
	合計	91.91

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

平成20年12月30日現在

	取引所	銘柄	限月	数量	簿価金額 円	評価金額 円	投資 比率 %
1	大証	日経225先物取引（買建）	2009年3月	25	212,616,531	220,750,000	7.94

（注1）投資比率とは、純資産総額に対する、当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

<参考> マザーファンドの投資資産  
朝日ライフ 日経平均マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1) 主要銘柄の明細（評価金額上位30銘柄）

平成20年12月30日現在

種 類	銘柄名	国/ 地域	業種	数量  (株)	簿価単価 簿価金額  (円)	評価単価 評価金額  (円)	投資 比率  (%)
株 式	ファーストリテイリング	日 本	小売業	13,000	10,250 133,250,000	12,980 168,740,000	5.92
	京セラ		電気機器	13,000	5,140 66,820,000	6,380 82,940,000	2.91
	KDDI		情報・通信業	130	595,000 77,350,000	635,000 82,550,000	2.90
	ファナック		電気機器	13,000	5,660 73,580,000	6,290 81,770,000	2.87
	ソフトバンク		情報・通信業	39,000	1,239 48,321,000	1,603 62,517,000	2.19
	武田薬品工業		医薬品	13,000	4,820 62,660,000	4,640 60,320,000	2.12
	セコム		サービス業	13,000	4,350 56,550,000	4,600 59,800,000	2.10
	テルモ		精密機器	13,000	4,490 58,370,000	4,170 54,210,000	1.90
	キヤノン		電気機器	19,500	2,935 57,232,500	2,770 54,015,000	1.90
	信越化学工業		化学	13,000	4,490 58,370,000	4,070 52,910,000	1.86
	本田技研工業		輸送用機器	26,000	2,145 55,770,000	1,906 49,556,000	1.74
	エーザイ		医薬品	13,000	3,400 44,200,000	3,700 48,100,000	1.69
	アステラス製薬		医薬品	13,000	4,040 52,520,000	3,630 47,190,000	1.66
	エヌ・ティ・ティ・データ		情報・通信業	130	360,000 46,800,000	358,000 46,540,000	1.63
	TDK		電気機器	13,000	3,310 43,030,000	3,250 42,250,000	1.48
	東京エレクトロン		電気機器	13,000	2,950 38,350,000	3,100 40,300,000	1.41
	トレンドマイクロ		情報・通信業	13,000	2,755 35,815,000	3,090 40,170,000	1.41
	セブン&アイ・ホールディングス		小売業	13,000	3,020 39,260,000	3,050 39,650,000	1.39
	トヨタ自動車		輸送用機器	13,000	3,130 40,690,000	2,905 37,765,000	1.33
	アドバンテスト		電気機器	26,000	1,246 32,396,000	1,430 37,180,000	1.31
	花王		化学	13,000	2,805 36,465,000	2,710 35,230,000	1.24
	ダイキン工業		機械	13,000	2,260 29,380,000	2,315 30,095,000	1.06
	塩野義製薬		医薬品	13,000	2,075 26,975,000	2,295 29,835,000	1.05
	コナミ		情報・通信業	13,000	2,100 27,300,000	2,280 29,640,000	1.04

25	第一三共	医薬品	13,000	1,964 25,532,000	2,100 27,300,000	0.96
26	富士フイルム ホールディングス	化学	13,000	2,270 29,510,000	1,950 25,350,000	0.89
27	ソニー	電気機器	13,000	2,090 27,170,000	1,922 24,986,000	0.88
28	資生堂	化学	13,000	1,885 24,505,000	1,825 23,725,000	0.83
29	電通	サービス業	130	167,600 21,788,000	177,000 23,010,000	0.81
30	オリンパス	精密機器	13,000	1,598 20,774,000	1,751 22,763,000	0.80

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

## 2) 業種別投資比率

平成20年12月30日現在

国内/外国	業種	投資比率(%)
国内	電気機器	18.07
	情報・通信業	9.87
	小売業	9.23
	医薬品	9.06
	化学	6.82
	食料品	5.09
	輸送用機器	4.96
	機械	4.15
	精密機器	3.33
	サービス業	3.06
	建設業	2.68
	陸運業	2.51
	銀行業	2.28
	不動産業	2.18
	卸売業	2.13
	非鉄金属	1.59
	ガラス・土石製品	1.50
	保険業	1.43
	その他製品	1.13
	証券、商品先物取引業	1.00
	繊維製品	0.84
	ゴム製品	0.81
	電気・ガス業	0.78
	石油・石炭製品	0.78
	金属製品	0.75
	パルプ・紙	0.75
	海運業	0.68
	鉄鋼	0.61
	その他金融業	0.56
	倉庫・運輸関連業	0.51
鉱業	0.32	
空運業	0.26	
水産・農林業	0.10	
	合計	99.82

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額(円)	基準価額(円)

第6計算期間末 (平成18年11月15日)	(分配付) (分配落)	2,817,292,656 2,472,691,059	(分配付) (分配落)	11,446 10,046
第7計算期間末 (平成19年11月15日)	(分配付) (分配落)	3,930,266,202 3,930,266,202	(分配付) (分配落)	9,589 9,589
第8計算期間末 (平成20年11月17日)	(分配付) (分配落)	2,631,072,529 2,631,072,529	(分配付) (分配落)	5,384 5,384
平成19年12月末		3,967,752,856		9,535
平成20年1月末		3,600,711,885		8,467
2月末		3,600,374,619		8,475
3月末		3,410,376,787		7,864
4月末		3,796,429,408		8,693
5月末		3,910,133,494		8,998
6月末		3,734,282,636		8,463
7月末		3,748,660,502		8,394
8月末		3,712,706,133		8,204
9月末		3,263,652,198		7,117
10月末		2,601,462,116		5,411
11月末		2,661,878,909		5,378
平成20年12月30日		2,780,052,820		5,598

## 【分配の推移】

		1万口当たりの分配額(円)
第6計算期間末	平成18年11月15日	1,400
第7計算期間末	平成19年11月15日	0
第8計算期間末	平成20年11月17日	0

## 【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第6計算期間	自平成17年11月16日 至平成18年11月15日	15.67
第7計算期間	自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	4.55
第8計算期間	自平成19年11月16日 至平成20年11月17日	43.85

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して計算し、小数点第3位を四捨五入しています。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成12年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

1) 取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は原則として午後3時（年末年始など半日営業日の場合は午前11時）<sup>注</sup>までとし、当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時（年末年始など半日営業日の場合は午前11時）より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

2) 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

3) 当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

4) お申込み価額は、取得申込受付日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

5) お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%<sup>注</sup>）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

6) 取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

7) 「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款<sup>注</sup>」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約<sup>注</sup>を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。取得申込みの受け付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できません。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

#### 2【換金（解約）手続等】

< 解約請求について >

1) 解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時（年末年始など半日営業日の場合は午前11時）<sup>注</sup>までとし、当該解約請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了

したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時（年末年始など半日営業日の場合は午前11時）より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

- 2) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 3) 解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 4) ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。
- 5) ご解約価額は、解約請求受付日の基準価額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。  
税金については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。
- 6) ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- 8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

##### 1) 基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して計算します。基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」 受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
-----------------------------	---------------------------

<参考> 「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の主要投資対象およびその評価方法

株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
----	--

##### 2) 基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々計算されます。基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、朝日ライフ「日経平均」として掲載されます。

委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
ホームページアドレス  
http://www.alamco.co.jp/  
フリーダイヤル  
                    ファソウトウシン  
                    0 1 2 0 - 2 8 3 1 0 4  
                    (営業日の9:00～17:00)

## (2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

## (3)【信託期間】

信託期間は無期限ですが、「(5)その他 1) 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

## (4)【計算期間】

計算期間は毎年11月16日から翌年11月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

### 1) 信託の終了(償還)

- (a) ファンドの受益権の口数(残存元本)が当初設定口数の10分の1または5億口を下回った場合、委託会社が信託契約を解約することが受益者のため有利であると判断した場合、またはやむを得ない事情が発生した場合、委託会社は受託会社と合意のうえ、下記( )から( )までの手続きにしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (b) 委託会社は、監督官庁より登録の取消しを受けた場合、解散した場合もしくは業務を廃止した場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「3) 信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (c) 受託会社はその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できない場合、または監督官庁より信託契約の解約の命令を受けた場合は、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 解約の手続き

- ( ) 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ( ) 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ( ) 前記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ( ) 前記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- ( ) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 前記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記( )の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## 2) 償還金について

- (a) 償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)の後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。
- (b) 償還金の支払いは、販売会社において原則として償還日(償還日に該当する日が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日までに開始します。

## 3) 信託約款の変更

- (a) 委託会社が、信託約款を変更することが受益者のため必要と判断した場合、またはやむを得ない事情が発生した場合、委託会社は受託会社と合意のうえ、下記( )から( )までの手続きにしたがい、信託約款を変更することができます。
- (b) 「1) 信託の終了(償還)(b)」において監督官庁が委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じた場合、受託会社はその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任する場合、もしくは監督官庁より信託約款の変更の命令を受けた場合は、委託会社は、下記( )から( )までの手続きにしたがい、信託約款を変更します。

### 変更の手続き

- ( ) 委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( ) 変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ( ) 前記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ( ) 前記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- ( ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

## 4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 5) 関係法人との契約の更改

- (a) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「1) 信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- (b) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

## 6) 運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

## 7) 信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドに係る信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託

財産の管理に係る事務のうち再信託に係る契約書類に基づく所定の手続きを行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託に係る報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとし、

### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日（以下「償還日」といいます。）の後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（以下「支払開始日」といいます。）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社において原則として償還日（償還日に該当する日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までに開始します。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとし、

### 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

### 反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当する場合または信託契約の解約が行われる場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権について、受託会社に対して買取請求を行うことができます。

### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成18年11月16日から平成19年11月15日まで)の財務諸表については、新日本監査法人による監査を、第8期計算期間(平成19年11月16日から平成20年11月17日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

## 1【財務諸表】

## 朝日ライフ 日経平均ファンド

## (1)【貸借対照表】

期別	注記 番号	第7期 (平成19年11月15日現在)	第8期 (平成20年11月17日現在)
科目		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		259,988,024	138,427,919
親投資信託受益証券		3,674,113,676	2,480,615,204
派生商品評価勘定		164,887	5,086,313
未収利息		2,777	758
前払金		9,060,000	2,290,000
差入委託証拠金		10,200,000	21,600,000
流動資産合計		3,953,529,364	2,648,020,194
資産合計		3,953,529,364	2,648,020,194
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		11,691,710	7,235,345
未払解約金		1,802,592	482,765
未払受託者報酬		1,934,453	1,827,662
未払委託者報酬		7,737,746	7,310,573
その他未払費用		96,661	91,320
流動負債合計		23,263,162	16,947,665
負債合計		23,263,162	16,947,665
純資産の部			
元本等			
元本	1 . 2	4,098,671,114	4,886,811,392
剰余金			
期末欠損金	3	168,404,912	2,255,738,863
剰余金合計		168,404,912	2,255,738,863
元本等合計		3,930,266,202	2,631,072,529
純資産合計	4	3,930,266,202	2,631,072,529
負債・純資産合計		3,953,529,364	2,648,020,194

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

期別	注記 番号	第7期 自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	第8期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日
科目		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		771,266	821,351
有価証券売買等損益		183,041,149	1,720,498,472
派生商品取引等損益		44,814,357	129,324,997
営業収益合計		227,084,240	1,849,002,118
営業費用			
受託者報酬		3,442,027	3,757,168
委託者報酬		13,767,988	15,028,563
その他費用		171,980	187,734
営業費用合計		17,381,995	18,973,465
営業損失金額		244,466,235	1,867,975,583
経常損失金額		244,466,235	1,867,975,583
当期純損失金額		244,466,235	1,867,975,583
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		50,965,835	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	115,805,244
期首剰余金(欠損金)		11,251,076	168,404,912
剰余金増加額		121,892,776	-
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(121,892,776)	-
剰余金減少額		6,116,694	-
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(6,116,694)	-
欠損金減少額		-	48,980,260
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		-	(48,980,260)
欠損金増加額		-	384,143,872
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		-	(384,143,872)
分配金	1	-	-
期末欠損金		168,404,912	2,255,738,863

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期 自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	第8期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。	親投資信託受益証券  同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	有価証券先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、当該取引所の発表する計算期間末日に知りうる直近の清算値段により評価しております。	有価証券先物取引  同左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益  約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益  同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期 (平成19年11月15日現在)	第8期 (平成20年11月17日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	2,461,439,983円	4,098,671,114円
期中追加設定元本額	2,343,031,355円	1,612,965,553円
期中一部解約元本額	705,800,224円	824,825,275円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,098,671,114口	4,886,811,392口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本を下回っており、その金額は168,404,912円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本を下回っており、その金額は2,255,738,863円であります。
4. 単位（1万口）当たりの純資産額	9,589円	5,384円
（1口当たりの純資産額）	(0.9589円)	(0.5384円)

## (損益及び剰余金計算に関する注記)

項目	第7期 自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	第8期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(23,189,567円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(130,826,979円)および分配準備積立金(48,587,927円)より、分配可能額は202,604,473円(1万口当たり494円)でありましたが、今期は分配を行いませんでした。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(40,060,682円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(183,627,111円)および分配準備積立金(59,526,615円)より、分配可能額は283,214,408円(1万口当たり579円)でありましたが、今期は分配を行いませんでした。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

## 第7期(自平成18年11月16日至平成19年11月15日)

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,674,113,676	234,440,886
合計	3,674,113,676	234,440,886

## 第8期(自平成19年11月16日至平成20年11月17日)

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,480,615,204	1,715,461,588
合計	2,480,615,204	1,715,461,588

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の状況に関する事項

第7期 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	第8期 自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
<p>1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 株価指数先物取引につきましては、信託約款上の投資制限を遵守しております。</p> <p>3. 取引の利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスク及び信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためであります。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しておりますが、ヘッジ目的で利用しているため、評価損益が財務諸表に与える影響は限定的です。また、流動性リスクを有しておりますが、市場にて取引を行っているため、当リスクは低いと考えております。</p> <p>5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、社内運用委員会により承認されたファンドの運用計画書に従い執行を行い、管理部門がその執行・組入れ状況を管理しております。また、独立部門である審査部門が、運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連

種類	第7期 (平成19年11月15日現在)			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経225先物	273,156,823	-	261,630,000	11,526,823
合計	273,156,823	-	261,630,000	11,526,823

種類	第8期 (平成20年11月17日現在)			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経225先物	154,969,032	-	152,820,000	2,149,032
合計	154,969,032	-	152,820,000	2,149,032

(注) 時価評価にあたっては、当該取引所の発表する計算期間末日に知りうる清算値段により評価しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	第8期 自平成19年11月16日 至平成20年11月17日
該当事項はありません。	同左

**(4)【附属明細表】**

有価証券明細表

(株式)

該当事項はありません。

(株式以外の有価証券)

(平成20年11月17日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	朝日ライフ 日経平均マザーファンド	3,847,704,676	2,480,615,204	
合計		3,847,704,676	2,480,615,204	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

## （参考情報）

当ファンドは、「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の受益証券です。

なお、「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の状況は以下の通りです。

「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （１）貸借対照表

期別 科目	注記 番号	(平成19年11月15日現在)	(平成20年11月17日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4,822,627	1,999,911
株式	6	4,122,375,950	2,735,159,700
未収配当金		22,467,060	24,987,720
未収利息		51	10
前払金		-	5,720,000
流動資産合計		4,149,665,688	2,767,867,341
資産合計		4,149,665,688	2,767,867,341
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	5,705,715
流動負債合計		-	5,705,715
負債合計		-	5,705,715
純資産の部			
元本等			
元本	1 . 2 . 4	3,633,043,073	4,284,535,789
剰余金			
期末剰余金（ 欠損金 ）	3	516,622,615	1,522,374,163
剰余金合計		516,622,615	1,522,374,163
元本等合計		4,149,665,688	2,762,161,626
純資産合計	5	4,149,665,688	2,762,161,626
負債・純資産合計		4,149,665,688	2,767,867,341

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	-	有価証券先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。  時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる当該取引所の発表する直近の清算値段により評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金  原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前に計上（平成19年7月1日以降に変更されたものを除く）した受取配当金については、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。  有価証券売買等損益  約定日基準で計上しております。	受取配当金  原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。  有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益  約定日基準で計上しております。
4. 会計方針の変更	受取配当金  受取配当金は、従来、原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則等」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として配当落ち日において、予想配当金額の全額を計上する方法に変更しました。これにより、営業利益金額、経常利益金額及び当期純利益金額は2,246,706円増加しております。	-

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成19年11月15日現在)	(平成20年11月17日現在)

1. 有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	2,336,208,182円	3,633,043,073円
期中追加設定元本額	1,659,484,851円	711,024,379円
期中一部解約元本額	362,649,960円	59,531,663円
2. 元本の内訳		
朝日ライフ 日経平均ファンド	3,216,699,069円	3,847,704,676円
朝日ライフ DC日経平均ファンド	416,344,004円	436,831,113円
3. 元本の欠損	-	1,522,374,163円
4. 有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	3,633,043,073口	4,284,535,789口
5. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	11,422円 (1.1422円)	6,447円 (0.6447円)
6. 担保資産	-	株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入れております。 株式 10,250,000円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日)

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	4,122,375,950	299,434,546
合計	4,122,375,950	299,434,546

(自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	2,735,159,700	1,981,535,378
合計	2,735,159,700	1,981,535,378

(デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の状況に関する事項

自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	<p>1．取引の内容</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。</p> <p>2．取引に対する取組方針</p> <p>株価指数先物取引につきましては、信託約款上の投資制限を遵守しております。</p> <p>3．取引の利用目的</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスク及び信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためであります。</p> <p>4．取引に係るリスクの内容</p> <p>株価指数先物取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しておりますが、ヘッジ目的で利用しているため、評価損益が財務諸表に与える影響は限定的です。また、流動性リスクを有しておりますが、市場にて取引を行っているため、当リスクは低いと考えております。</p> <p>5．取引に係るリスクの管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行・管理については、社内運用委員会により承認されたファンドの運用計画書に従い執行を行い、管理部門がその執行・組入れ状況を管理しております。また、独立部門である考査部門が、運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>6．取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

## 取引の時価等に関する事項

(平成19年11月15日現在)

該当事項はありません。

(平成20年11月17日現在)

## 株式関連

種類	(平成20年11月17日現在)			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引				
株価指数先物取引				
買建				
日経225先物	22,685,715	-	16,980,000	5,705,715
合計	22,685,715	-	16,980,000	5,705,715

(注) 時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる当該取引所の発表する清算値段により評価しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	自平成19年11月16日 至平成20年11月17日
該当事項はありません。	同左

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

(株式)

(平成20年11月17日現在)

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	13,000	240.00	3,120,000	
	国際石油開発帝石	13	481,000.00	6,253,000	
	コムシスホールディングス	13,000	893.00	11,609,000	
	大成建設	13,000	219.00	2,847,000	
	大林組	13,000	509.00	6,617,000	
	清水建設	13,000	497.00	6,461,000	
	鹿島建設	13,000	284.00	3,692,000	
	大和ハウス工業	13,000	794.00	10,322,000	
	積水ハウス	13,000	803.00	10,439,000	
	日揮	13,000	1,077.00	14,001,000	
	千代田化工建設	13,000	415.00	5,395,000	
	日清製粉グループ本社	13,000	1,083.00	14,079,000	
	明治製菓	13,000	396.00	5,148,000	
	明治乳業	13,000	447.00	5,811,000	
	日本ハム	13,000	1,266.00	16,458,000	
	サッポロホールディングス	13,000	518.00	6,734,000	
	アサヒビール	13,000	1,700.00	22,100,000	
	麒麟ホールディングス	13,000	1,100.00	14,300,000	
	宝ホールディングス	13,000	531.00	6,903,000	
	キッコーマン	13,000	960.00	12,480,000	

味の素	13,000	978.00	12,714,000
ニチレイ	13,000	423.00	5,499,000
日本たばこ産業	65	311,000.00	20,215,000
東洋紡績	13,000	133.00	1,729,000
ユニチカ	13,000	64.00	832,000
日清紡績	13,000	588.00	7,644,000
帝人	13,000	261.00	3,393,000
東レ	13,000	465.00	6,045,000
三菱レイヨン	13,000	241.00	3,133,000
王子製紙	13,000	435.00	5,655,000
三菱製紙	13,000	160.00	2,080,000
北越製紙	13,000	415.00	5,395,000
日本製紙グループ本社	13	311,000.00	4,043,000
クラレ	13,000	728.00	9,464,000
旭化成	13,000	398.00	5,174,000
昭和電工	13,000	124.00	1,612,000
住友化学	13,000	290.00	3,770,000
日産化学工業	13,000	789.00	10,257,000
日本曹達	13,000	279.00	3,627,000
東ソー	13,000	181.00	2,353,000
電気化学工業	13,000	225.00	2,925,000
信越化学工業	13,000	4,490.00	58,370,000
三井化学	13,000	335.00	4,355,000
三菱ケミカルホールディングス	6,500	368.00	2,392,000
宇部興産	13,000	179.00	2,327,000
日本化薬	13,000	456.00	5,928,000
花王	13,000	2,805.00	36,465,000
富士フィルムホールディングス	13,000	2,270.00	29,510,000
資生堂	13,000	1,885.00	24,505,000
協和発酵キリン	13,000	868.00	11,284,000
武田薬品工業	13,000	4,820.00	62,660,000
アステラス製薬	13,000	4,040.00	52,520,000
大日本住友製薬	13,000	804.00	10,452,000
塩野義製薬	13,000	2,075.00	26,975,000
中外製薬	13,000	1,483.00	19,279,000
エーザイ	13,000	3,400.00	44,200,000
第一三共	13,000	1,964.00	25,532,000
新日本石油	13,000	368.00	4,784,000
昭和シェル石油	13,000	754.00	9,802,000
新日鉱ホールディングス	13,000	254.00	3,302,000
横浜ゴム	13,000	457.00	5,941,000
ブリヂストン	13,000	1,684.00	21,892,000
日東紡績	13,000	170.00	2,210,000
旭硝子	13,000	552.00	7,176,000
日本板硝子	13,000	313.00	4,069,000
住友大阪セメント	13,000	145.00	1,885,000
太平洋セメント	13,000	106.00	1,378,000
東海カーボン	13,000	417.00	5,421,000
TOTO	13,000	601.00	7,813,000
日本碍子	13,000	1,051.00	13,663,000
新日本製鐵	13,000	277.00	3,601,000
住友金属工業	13,000	232.00	3,016,000
神戸製鋼所	13,000	154.00	2,002,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,300	2,210.00	2,873,000

大平洋金属	13,000	413.00	5,369,000
日本軽金属	13,000	95.00	1,235,000
三井金属鉱業	13,000	176.00	2,288,000
東邦亜鉛	13,000	183.00	2,379,000
三菱マテリアル	13,000	199.00	2,587,000
住友金属鉱山	13,000	648.00	8,424,000
DOWAホールディングス	13,000	288.00	3,744,000
古河機械金属	13,000	88.00	1,144,000
古河電気工業	13,000	337.00	4,381,000
住友電気工業	13,000	763.00	9,919,000
フジクラ	13,000	277.00	3,601,000
SUMCO	1,300	1,140.00	1,482,000
東洋製罐	13,000	1,200.00	15,600,000
日本製鋼所	13,000	936.00	12,168,000
オクマ	13,000	381.00	4,953,000
小松製作所	13,000	1,163.00	15,119,000
住友重機械工業	13,000	358.00	4,654,000
日立建機	13,000	1,112.00	14,456,000
クボタ	13,000	572.00	7,436,000
荏原製作所	13,000	185.00	2,405,000
ダイキン工業	13,000	2,260.00	29,380,000
日本精工	13,000	368.00	4,784,000
NTN	13,000	332.00	4,316,000
ジェイテクト	13,000	768.00	9,984,000
日立造船	13,000	81.00	1,053,000
三菱重工業	13,000	364.00	4,732,000
IHI	13,000	121.00	1,573,000
コニカミノルタホールディングス	13,000	648.00	8,424,000
ミネベア	13,000	291.00	3,783,000
日立製作所	13,000	462.00	6,006,000
東芝	13,000	340.00	4,420,000
三菱電機	13,000	517.00	6,721,000
富士電機ホールディングス	13,000	128.00	1,664,000
明電舎	13,000	139.00	1,807,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	13,000	390.00	5,070,000
日本電気	13,000	283.00	3,679,000
富士通	13,000	426.00	5,538,000
沖電気工業	13,000	70.00	910,000
パナソニック	13,000	1,489.00	19,357,000
シャープ	13,000	679.00	8,827,000
ソニー	13,000	2,090.00	27,170,000
TDK	13,000	3,310.00	43,030,000
三洋電機	13,000	167.00	2,171,000
ミツミ電機	13,000	1,230.00	15,990,000
アルプス電気	13,000	466.00	6,058,000
パイオニア	13,000	256.00	3,328,000
クラリオン	13,000	70.00	910,000
横河電機	13,000	466.00	6,058,000
アドバンテスト	26,000	1,246.00	32,396,000
カシオ計算機	13,000	550.00	7,150,000
ファナック	13,000	5,660.00	73,580,000
京セラ	13,000	5,140.00	66,820,000
太陽誘電	13,000	450.00	5,850,000
パナソニック電工	13,000	863.00	11,219,000

キヤノン	19,500	2,935.00	57,232,500
リコー	13,000	1,002.00	13,026,000
東京エレクトロン	13,000	2,950.00	38,350,000
デンソー	13,000	1,604.00	20,852,000
三井造船	13,000	135.00	1,755,000
川崎重工業	13,000	206.00	2,678,000
日産自動車	13,000	369.00	4,797,000
いすゞ自動車	13,000	151.00	1,963,000
トヨタ自動車	13,000	3,130.00	40,690,000
日野自動車	13,000	211.00	2,743,000
三菱自動車工業	13,000	138.00	1,794,000
マツダ	13,000	173.00	2,249,000
本田技研工業	26,000	2,145.00	55,770,000
スズキ	13,000	1,363.00	17,719,000
富士重工業	13,000	307.00	3,991,000
テルモ	13,000	4,490.00	58,370,000
ニコン	13,000	1,031.00	13,403,000
オリンパス	13,000	1,598.00	20,774,000
シチズンホールディングス	13,000	484.00	6,292,000
凸版印刷	13,000	678.00	8,814,000
大日本印刷	13,000	1,055.00	13,715,000
ヤマハ	13,000	821.00	10,673,000
東京電力	1,300	2,885.00	3,750,500
中部電力	1,300	2,590.00	3,367,000
関西電力	1,300	2,435.00	3,165,500
東京瓦斯	13,000	432.00	5,616,000
大阪瓦斯	13,000	374.00	4,862,000
東武鉄道	13,000	517.00	6,721,000
東京急行電鉄	13,000	371.00	4,823,000
小田急電鉄	13,000	719.00	9,347,000
京王電鉄	13,000	498.00	6,474,000
京成電鉄	13,000	468.00	6,084,000
東日本旅客鉄道	13	753,000.00	9,789,000
西日本旅客鉄道	13	423,000.00	5,499,000
日本通運	13,000	391.00	5,083,000
ヤマトホールディングス	13,000	1,110.00	14,430,000
日本郵船	13,000	456.00	5,928,000
商船三井	13,000	485.00	6,305,000
川崎汽船	13,000	367.00	4,771,000
全日本空輸	13,000	356.00	4,628,000
日本航空	13,000	216.00	2,808,000
三菱倉庫	13,000	950.00	12,350,000
ヤフー	52	33,150.00	1,723,800
トレンドマイクロ	13,000	2,755.00	35,815,000
スカパーJ S A Tホールディングス	13	34,700.00	451,100
日本電信電話	13	419,000.00	5,447,000
K D D I	130	595,000.00	77,350,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	13	156,400.00	2,033,200
東宝	1,300	1,795.00	2,333,500
エヌ・ティ・ティ・データ	130	360,000.00	46,800,000
C S Kホールディングス	13,000	715.00	9,295,000
コナミ	13,000	2,100.00	27,300,000
ソフトバンク	39,000	1,239.00	48,321,000
双日	1,300	147.00	191,100

伊藤忠商事	13,000	471.00	6,123,000	
丸紅	13,000	341.00	4,433,000	
豊田通商	13,000	909.00	11,817,000	
三井物産	13,000	824.00	10,712,000	
住友商事	13,000	807.00	10,491,000	
三菱商事	13,000	1,270.00	16,510,000	
J・フロント リテイリング	13,000	374.00	4,862,000	
三越伊勢丹ホールディングス	13,000	822.00	10,686,000	
セブン&アイ・ホールディングス	13,000	3,020.00	39,260,000	
高島屋	13,000	732.00	9,516,000	
丸井グループ	13,000	586.00	7,618,000	
イオン	13,000	941.00	12,233,000	
ユニー	13,000	868.00	11,284,000	
ファーストリテイリング	13,000	10,250.00	133,250,000	*
新生銀行	13,000	148.00	1,924,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	13,000	585.00	7,605,000	
りそなホールディングス	13	119,800.00	1,557,400	
中央三井トラスト・ホールディングス	13,000	339.00	4,407,000	
三井住友フィナンシャルグループ	13	354,000.00	4,602,000	
千葉銀行	13,000	475.00	6,175,000	
横浜銀行	13,000	471.00	6,123,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	13,000	312.00	4,056,000	
静岡銀行	13,000	924.00	12,012,000	
住友信託銀行	13,000	429.00	5,577,000	
みずほ信託銀行	13,000	105.00	1,365,000	
みずほフィナンシャルグループ	13	240,200.00	3,122,600	
大和証券グループ本社	13,000	486.00	6,318,000	
野村ホールディングス	13,000	837.00	10,881,000	
新光証券	13,000	200.00	2,600,000	
松井証券	13,000	645.00	8,385,000	
三井住友海上グループホールディングス	3,900	2,735.00	10,666,500	
損害保険ジャパン	13,000	768.00	9,984,000	
東京海上ホールディングス	6,500	3,120.00	20,280,000	
T&Dホールディングス	1,300	3,890.00	5,057,000	
クレディセゾン	13,000	1,200.00	15,600,000	
三井不動産	13,000	1,383.00	17,979,000	
三菱地所	13,000	1,396.00	18,148,000	
平和不動産	13,000	212.00	2,756,000	
東急不動産	13,000	227.00	2,951,000	
住友不動産	13,000	1,276.00	16,588,000	
電通	130	167,600.00	21,788,000	
東京ドーム	13,000	291.00	3,783,000	
セコム	13,000	4,350.00	56,550,000	
合計 (225銘柄)	2,673,437		2,735,159,700	

注 \* 差入証拠金代用有価証券として以下の有価証券を差入れております。

銘柄	株数
ファーストリテイリング	1,000

(株式以外の有価証券)

該当事項はありません。

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成20年12月30日

資産総額	2,795,138,427 円
負債総額	15,085,607 円
純資産総額 ( - )	2,780,052,820 円
発行済数量	4,966,585,095 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.5598 円
(1万口当たり純資産額)	(5,598 円)

&lt;参考&gt; マザーファンドの現況

平成20年12月30日

資産総額	2,848,491,438 円
負債総額	0 円
純資産総額 ( - )	2,848,491,438 円
発行済数量	4,244,223,900 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.6711 円
(1万口当たり純資産額)	(6,711 円)

## 第5 【設定及び解約の実績】

期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第6計算期間	自平成17年11月16日 至平成18年11月15日	780,690,909	1,200,940,106
第7計算期間	自平成18年11月16日 至平成19年11月15日	2,343,031,355	705,800,224
第8計算期間	自平成19年11月16日 至平成20年11月17日	1,612,965,553	824,825,275

(注) 日本国外における設定および解約はありません。



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月30日現在、当社の証券投資信託のうち、公募により勧誘が行われたものについての本数および純資産総額は以下のとおりです。下記その他、私募により勧誘が行われた証券投資信託（純資産総額合計1,728億円）の運用を行っています。

種 類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	7	36,288
合 計	7	36,288

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令129号）に基づいて作成しております。また、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人の監査を受けております。さらに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

期 別		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
			千円	%		千円	%
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金			3,920,369			1,992,086	
有価証券			-			501,349	
前払費用	2		34,443			41,936	
未収委託者報酬			275,674			161,079	
未収収益	2		510,234			521,894	
繰延税金資産			84,211			89,564	
その他			16,251			16,168	
流動資産計			4,841,184	94.1		3,324,078	72.2
固定資産							
有形固定資産							
建物	1	35,933			31,567		
器具備品	1	39,947	75,880	1.5	36,699	68,267	1.5
無形固定資産							
電話加入権		2,776			2,776		
ソフトウェア		24,422	27,199	0.5	19,854	22,630	0.5
投資その他の資産							
投資有価証券		55,627			1,047,969		
関係会社株式		43,367			43,367		
長期差入保証金	2	36,062			36,365		
預託金		1,000			-		
繰延税金資産		66,623	202,680	3.9	60,279	1,187,981	25.8
固定資産計			305,760	5.9		1,278,880	27.8
資産合計			5,146,945	100.0		4,602,959	100.0

期 別		第 2 2 期 (平成19年3月31日現在)			第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)		
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
( 負 債 の 部 )			千円	%		千円	%
流動負債							
預り金			36,782			160,271	
未払金							
未払手数料		65,791			45,438		
その他未払金		101,244	167,035		99,835	145,273	
未払費用			132,770			210,071	
未払法人税等			181,254			45,672	
未払消費税等			30,623			13,997	
賞与引当金			143,803			156,771	
流動負債計			692,270	13.5		732,057	15.9
固定負債							
長期未払金			21,207			5,978	
固定負債計			21,207	0.4		5,978	0.1
負債合計			713,478	13.9		738,036	16.0
( 純 資 産 の 部 )							
株主資本							
資本金			3,000,000	58.3		3,000,000	65.2
資本剰余金							
資本準備金		524,000	524,000	10.2	524,000	524,000	11.4
利益剰余金							
利益準備金		136,000			216,800		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		773,467	909,467	17.6	124,123	340,923	7.4
株主資本合計			4,433,467	86.1		3,864,923	84.0
純資産合計			4,433,467	86.1		3,864,923	84.0
負債・純資産合計			5,146,945	100.0		4,602,959	100.0

## (2) 【損益計算書】

期 別		第 2 2 期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第 2 3 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
			千円	%		千円	%
営業収益							
委託者報酬		1,720,568			1,968,784		
投資顧問料		1,920,032			2,083,765		
その他営業収益		71,294	3,711,895	100.0	75,635	4,128,185	100.0
営業費用	1						
支払手数料			421,395			510,352	
広告宣伝費			17,869			20,186	
公告費			3,268			1,221	
受益証券発行費			620			-	
調査費							
調査費		369,482			393,661		
委託調査費		792,319			1,203,526		
図書費		5,152	1,166,954		4,854	1,602,042	
営業雑経費							
通信費		3,227			3,453		
印刷費		8,360			10,679		
協会費		7,563			6,353		
諸会費		1,113			1,190		
その他営業雑経費		3,266	23,531		1,067	22,743	
営業費用計			1,633,640	44.0		2,156,546	52.2
一般管理費	1						
給料							
役員報酬	2	94,824			100,257		
給料・手当		763,655			745,835		
賞与		180,960	1,039,440		146,204	992,297	
交際費			9,428			11,384	
寄付金			4,895			4,539	
旅費交通費			41,805			33,438	
租税公課			23,165			19,265	
不動産賃借料			84,735			90,377	
退職給付費用			10,746			35,841	
福利厚生費			130,473			147,938	
賞与引当金繰入			132,704			140,067	
固定資産減価償却費	3		24,899			23,465	
諸経費			95,262			112,476	
一般管理費計			1,597,556	43.0		1,611,092	39.0
営業利益			480,698	13.0		360,547	8.7

営業外収益							
受取配当金	1		24,480			32,130	
有価証券利息			-			10,544	
受取利息			787			1,583	
受取賃借料			9,360			13,319	
雑収入	1		2,712			1,877	
営業外収益計			37,340	1.0		59,453	1.4
営業外費用							
雑損			2,013			1,540	
営業外費用計			2,013	0.1		1,540	0.0
経常利益			516,024	13.9		418,460	10.1
特別利益							
投資有価証券等売却益			346			-	
特別利益計			346	0.0		-	-
特別損失							
固定資産売却損	4		971			-	
固定資産除却損	5		5,839			569	
退職金制度変更費用			2,452			-	
特別損失計			9,262	0.2		569	0.0
税引前当期純利益			507,108	13.7		417,890	10.1
法人税、住民税及び事業税		231,040			160,702		
過年度法人税等		-			16,742		
法人税等調整額		21,071	209,968	5.7	990	178,435	4.3
当期純利益			297,139	8.0		239,455	5.8

## （ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

株主資本		千円	
資本金	前期末残高	3,000,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	3,000,000	
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	524,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	524,000	
資本剰余金合計	前期末残高	524,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	524,000	
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	131,200	
	当期変動額	剰余金の配当	4,800
	当期末残高	136,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	529,127	
	当期変動額	剰余金の配当	52,800
		当期純利益	297,139
	当期末残高	773,467	
利益剰余金合計	前期末残高	660,327	
	当期変動額	249,139	
	当期末残高	909,467	
株主資本合計	前期末残高	4,184,327	
	当期変動額	249,139	
	当期末残高	4,433,467	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	272	
	当期変動額	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	272
	当期末残高	-	
評価・換算差額等合計	前期末残高	272	
	当期変動額	272	
	当期末残高	-	
純資産合計	前期末残高	4,184,599	
	当期変動額	248,867	
	当期末残高	4,433,467	

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

株主資本		千円	
資本金	前期末残高	3,000,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	3,000,000	
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	524,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	524,000	
資本剰余金合計	前期末残高	524,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	524,000	
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	136,000	
	当期変動額	剰余金の配当	80,800
	当期末残高	216,800	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	773,467	
	当期変動額	剰余金の配当	888,800
		当期純利益	239,455
	当期末残高	124,123	
利益剰余金合計	前期末残高	909,467	
	当期変動額	568,544	
	当期末残高	340,923	
株主資本合計	前期末残高	4,433,467	
	当期変動額	568,544	
	当期末残高	3,864,923	
純資産合計		前期末残高	4,433,467
		当期変動額	568,544
		当期末残高	3,864,923

## 重要な会計方針

第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの...期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの...移動平均法による原価法</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 同 左</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの...同 左 時価のないもの...同 左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>有形固定資産...定率法（ただし平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を 採用しております。</p> <p>主な耐用年数は、建物8年～24年、器具備品3年～15年で あります。</p> <p>無形固定資産...定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては社内におけ る利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>有形固定資産...同 左</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得し た資産については、改正前の法人税法に基づく減価償 却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業 年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価 額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費 に含めて計上しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産...同 左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支 給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職 給付債務に基づき計上しています。 （追加情報） 平成19年3月1日より退職一時金制度の全部について 確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行 等に関する会計処理（企業会計基準適用指針第1号） 」を適用しております。 なお、退職給付債務の算定については、簡便法によっ ているため本移行に伴う影響はありません。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金 同 左</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により 円貨に換算し、換算差額は損益として処理してありま す。</p>	<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>同 左</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の処理方法 同 左</p>

## 会計方針の変更

第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。  
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、4,433,467千円であります。

## 注 記 事 項

### ( 貸 借 対 照 表 関 係 )

第 2 2 期 (平成19年3月31日現在)		第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物 17,348千円		建物 21,714千円
	器具備品 68,085千円		器具備品 73,889千円
2	関係会社に対する資産及び負債	2	関係会社に対する資産及び負債
	前払費用 5,003千円		前払費用 5,003千円
	未収収益 9,301千円		未収収益 8,784千円
	長期差入保証金 30,324千円		長期差入保証金 30,324千円

## ( 損益計算書関係 )

第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業費用 642,576千円 受取配当金 24,480千円 雑収入 432千円	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業費用 343,056千円 一般管理費 326,352千円 受取配当金 32,130千円 雑収入 352千円
2 役員報酬の範囲額 ・取締役...年額 300,000千円 ・監査役...年額 50,000千円	
3 減価償却実施額 有形固定資産 19,409千円 建物 5,088千円 器具備品 14,321千円 無形固定資産 5,490千円 ソフトウェア 5,490千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 16,341千円 建物 4,365千円 器具備品 11,975千円 無形固定資産 7,123千円 ソフトウェア 7,123千円
4 固定資産売却損の内訳 電話加入権 971千円	
5 固定資産除却損の内訳 器具備品 5,090千円	5 固定資産除却損の内訳 器具備品 477千円

## ( 株主資本等変動計算書関係 )

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

会社が保有する自己株式はありません。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	48,000,000	1,500	平成18年3月31日	平成18年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	148,000,000	利益剰余金	4,625	平成19年3月31日	平成19年6月29日

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式(株)	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

会社が保有する自己株式はありません。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	148,000,000	利益剰余金	4,625	平成19年3月31日	平成19年6月29日

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年3月31日 臨時株主総会	普通株式	660,000,000	利益剰余金	20,625	平成20年3月31日	平成20年3月31日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
売却額(千円)	1,000
売却益の合計額(千円)	346
売却損の合計額(千円)	-

## 3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位:千円)

内容	貸借対照表計上額
(1)その他有価証券 非上場株式	55,627
(2)子会社・関連会社株式	43,367

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	99,981	102,020	2,038
	(2)社債	397,494	400,010	2,515
	(3)その他	494,865	519,510	24,644
	小計	992,341	1,021,540	29,198
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	501,349	501,140	209
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	501,349	501,140	209
合計		1,493,691	1,522,680	28,988

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

## 4. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

内容	貸借対照表計上額
(1)子会社株式・関連会社株式	43,367
(2)その他有価証券 非上場株式	55,627

## 5. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)国債・地方債等	501,349	99,981	-	-
(2)社債	-	397,494	-	-
(3)その他	-	-	494,865	-
合計	501,349	497,476	494,865	-

## ( デリバティブ取引関係 )

第22期（自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	138,545.85円	1株当たり純資産額	120,778.84円
1株当たり当期純利益	9,285.62円	1株当たり当期純利益	7,482.99円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>(注)1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>(注)1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
損益計算書上の当期純利益(千円)	297,139	損益計算書上の当期純利益(千円)	239,455
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	297,139	普通株式に係る当期純利益(千円)	239,455
普通株式の期中平均株式数(株)	32,000	普通株式の期中平均株式数(株)	32,000

[次へ](#)

## ( 持分法損益等 )

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:千円)

関連会社等に対する投資の金額	25,500
持分法を適用した場合の投資の金額	67,496
持分法を適用した場合の投資利益の金額	32,419

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	132,784
持分法を適用した場合の投資利益の金額	34,053

## ( 関連当事者との取引 )

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	朝日生命保 険相互会社	千代田区	161,000	生命保険業	(被所有) 直接 100%	役員4名	投資顧問契 約に基づく 資産運用受 託、および 証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資顧問料 収入	58,979	未収収益	9,301
								出向者人件 費の支払、 代行手数料 支払、賃借 料・共益費 支払他	543,224	未払金	26,222
										未払費用	12,025
											5,003

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

## 第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	131,000	生命保険業	(被所有)直接100%	役員4名	投資顧問契約に基づく資産運用受託、および、証券投資信託受益証券の募集販売	投資顧問料収入	57,876	未収収益	8,784
								出向者人件費の支払、代行手数料支払、賃借料・共益費支払他	532,112	未払金	20,996
										未払費用	5,751
前払費用	5,003										

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

## 3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

## (退職給付関係)

## 第22期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用していましたが、平成19年3月、労使合意の上規定を改訂し、確定拠出型年金制度に変更しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳(単位:千円)

(1)退職給付債務 -

(2)退職給付引当金 -

## 3. 退職給付費用の内訳(単位:千円)

勤務費用 7,854

確定拠出掛金等 2,891

## 第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付費用の内訳(単位:千円)

確定拠出掛金等 35,841

## ( 税効果会計関係 )

## ( 1 ) 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
(流動)	(単位：千円)	(流動)	(単位：千円)
未払事業税	15,595	未払事業税	5,703
未払事業所税	1,567	未払事業所税	1,570
賞与引当金	53,997	賞与引当金	56,993
未払役員報酬	1,414	未払役員報酬	1,591
未払法定福利費	4,516	未払法定福利費	10,813
未払寄付金	1,050	未払寄付金	893
未払賃借料否認額	4,893	未払賃借料否認額	2,340
未払確定拠出掛金	1,176	未払確定拠出掛金	3,643
小計	84,211	未返還投資顧問料	5,151
		未払監査費用否認額	864
		小計	89,564
(固定)		(固定)	
ソフトウェア	356	ソフトウェア	234
投資有価証券評価損	54,676	未払確定拠出掛金	2,432
退職給付引当金	8,629	投資有価証券評価損	54,676
子会社株式評価損	2,836	子会社株式評価損	2,836
その他	124	その他	99
小計	66,623	小計	60,279
繰延税金資産合計	150,834	繰延税金資産合計	149,844

## ( 2 ) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
	(単位：%)		(単位：%)
法定実効税率	40.69	法定実効税率	40.69
(調整)		(調整)	
役員報酬等	1.35	役員報酬等	1.80
交際費等永久に損金に算入されない額	0.92	交際費等永久に損金に算入されない額	1.36
住民税等均等割	0.45	住民税等均等割	0.55
受取配当金	1.96	受取配当金	3.13
その他	0.04	修正申告による影響	1.39
		その他	0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.41	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.69

## ( 重要な後発事象 )

第22期 (自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金 額		構成比
			千円	%
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金			1,597,431	
有価証券			600,425	
未収投資顧問料			540,544	
未収委託者報酬			151,277	
未収収益			13,956	
その他			141,861	
流動資産計			3,045,496	68.9
固定資産				
有形固定資産	1			
建物		29,688		
器具備品		30,614	60,302	1.4
無形固定資産				
電話加入権		2,776		
ソフトウェア		16,640	19,416	0.4
投資その他の資産				
投資有価証券		1,152,139		
関係会社株式		43,367		
長期差入保証金		36,973		
繰延税金資産		60,005	1,292,485	29.3
固定資産計			1,372,205	31.1
資産合計			4,417,701	100.0

		第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金 額		構成比
			千円	%
( 負 債 の 部 )				
流動負債				
預り金			8,601	
未払金			115,726	
未払費用			229,090	
未払法人税等			10,855	
賞与引当金			66,473	
その他	2		7,380	
流動負債計			438,127	9.9
固定負債				
長期未払金			5,484	
固定負債計			5,484	0.1
負債合計			443,611	10.0
( 純 資 産 の 部 )				
株主資本				
資本金			3,000,000	67.9
資本剰余金				
資本準備金		524,000	524,000	11.9
利益剰余金				
利益準備金		216,800		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		233,289	450,089	10.2
株主資本合計			3,974,089	90.0
純資産合計			3,974,089	90.0
負債・純資産合計			4,417,701	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	
区 分	注記 番号	金 額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		868,447	
投資顧問料		910,261	
その他営業収益		39,797	
営業収益計		1,818,506	100.0
営業費用		1,024,113	56.3
一般管理費	1	680,932	37.5
営業利益		113,460	6.2
営業外収益	2	50,544	2.8
営業外費用		248	0.0
経常利益		163,755	9.0
特別損失		67	0.0
税引前中間純利益		163,688	9.0
法人税等		13,777	0.8
法人税等調整額		40,744	2.2
中間純利益		109,166	6.0

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

株主資本		千円	
資本金	平成20年3月31日残高	3,000,000	
	中間会計期間中の変動額	-	
	平成20年9月30日残高	3,000,000	
資本剰余金			
資本準備金	平成20年3月31日残高	524,000	
	中間会計期間中の変動額	-	
	平成20年9月30日残高	524,000	
利益剰余金			
利益準備金	平成20年3月31日残高	216,800	
	中間会計期間中の変動額	剰余金の配当	-
	平成20年9月30日残高	216,800	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	平成20年3月31日残高	124,123	
	中間会計期間中の変動額	剰余金の配当	-
		当期純利益	109,166
	平成20年9月30日残高	233,289	
純資産合計	平成20年3月31日残高	3,864,923	
	中間会計期間中の変動額	109,166	
	平成20年9月30日残高	3,974,089	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注 記 事 項

## （ 中 間 貸 借 対 照 表 関 係 ）

項 目	期 別	第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額		建物 23,594千円 器具備品 79,439千円
2 消費税等の取扱い		仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## （ 中 間 損 益 計 算 書 関 係 ）

項 目	期 別	第24期中間会計期間末 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1 減価償却実施額		有形固定資産 8,000千円 無形固定資産 3,677千円
2 営業外収益の主要項目		受取配当金 33,150千円 有価証券利息 9,348千円 受取利息 654千円

## （ 中 間 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 関 係 ）

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株 式数(株)	当中間会計期間減少株 式数(株)	当中間会計期間末株式 数(株)
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

会社が保有する自己株式はありません。

## 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第24期中間会計期間末(平成20年9月30日)

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	303,140	304,450	1,309
	(2) 社債	397,987	399,400	1,412
	(3) その他	495,203	509,860	14,656
	小計	1,196,330	1,213,710	17,379
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	500,606	500,340	266
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	500,606	500,340	266
合計		1,696,937	1,714,050	17,112

2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。3. その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。4. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

## 5. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(単位:千円)

内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式・関連会社株式	43,367
(2) その他有価証券 非上場株式	55,627

## (デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

## ( 持分法損益等 )

第24期中間会計期間(自平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)(単位:千円)

関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	114,512
持分法を適用した場合の投資利益の金額	14,878

## ( 1株当たり情報 )

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	124,190.30円
1株当たり中間純利益金額	3,411.45円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たりの中間純利益金額の算定上は基礎は、以下のとおりであります。

	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
中間純利益(千円)	109,166
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	109,166
期中平均株式数(株)	32,000

## ( 重要な後発事象 )

第24期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

[前へ](#)

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

定款の変更等

- 1) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

&lt; 受託会社 &gt;

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額（平成20年12月末現在）

247,231百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成20年12月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

&lt; 販売会社 &gt;

	名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
1)	株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2)	ジェット証券株式会社	2,068	
3)	日興コーディアル証券株式会社 ( 1)	100,000	
4)	水戸証券株式会社	12,272	
5)	イーバンク銀行株式会社	50,002	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
6)	日本興亜損害保険株式会社	91,249	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
7)	朝日生命保険相互会社	( 2) 296,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

（注）資本金の額は、平成20年9月末現在を記載しています。

（ 1）日興コーディアル証券株式会社は、投信スーパーセンターのみでの取扱いとなります。

（ 2）朝日生命保険相互会社の資本金の額は、「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しています。平成20年12月31日現在の額を記載しています。

**2【関係業務の概要】**

&lt; 受託会社 &gt;

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

&lt; 販売会社 &gt;

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

**3【資本関係】**

&lt; 受託会社 &gt;

該当事項はありません。

&lt; 販売会社 &gt;

販売会社である朝日生命保険相互会社は、委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の株式32,000株（持株比率100%）を保有しています。

**第3【参考情報】**

当計算期間において、ファンドに係る書類は、以下のとおり提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年 2 月14日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年 8 月14日
有価証券報告書	平成20年 2 月14日
半期報告書	平成20年 8 月14日

## 独立監査人の監査報告書

平成21年1月22日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 正治指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ 日経平均ファンドの平成19年11月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ 日経平均ファンドの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

代表社員 公認会計士 小林 雅和  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月10日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理の状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年1月24日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

代表社員	公認会計士	小林 雅和
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	木村 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ 日経平均ファンドの平成18年11月16日から平成19年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ 日経平均ファンドの平成19年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

朝日ライフアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小林 雅和
業務執行社員	公認会計士	木村 修

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。